

介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A

問1 総合事業における月額包括報酬の日割りの算定方法は予防給付と同様か。

(答) 予防給付と異なり、利用者との契約開始については契約日から日割りで算定します。
一方、区分変更の日割り計算については下記のとおり予防給付と同じです。

区分変更	要支援1 ⇔ 要支援2	変更日から日割りで算定
	要介護 ⇒ 要支援	契約日から日割りで算定

その他、月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については、厚生労働省の資料（I-資料9）を参照願います。※市ホームページ内にアップロードしています。